

ケアハウスゆうばえの里運営規程

平成 21 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、ケアハウスゆうばえの里(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第 2 条 施設の運営管理については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った運営に努める。

3 運営にあたっては、地域や家庭、行政、他の医療・福祉サービス等との連携に努めるものとする。

4 入居者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(入所の定員)

第 3 条 施設の定員は 20 名とする。

(入所の資格)

第 4 条 施設に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 年齢は原則として、60 歳以上であること。

(2) 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難で不安のある者

(3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者

(4) 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者

(5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が支払える者

(6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

2 その他、特に施設長が認めるもの

第 2 章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第 5 条 施設には次の職員をおく。

(1) 施設長 1 名

(2) 生活相談員 1 名

(3) 介護職員 1名

(4) 栄養士 1名

(事業所の名称等)

2 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 ケアハウス ゆうばえの里

(2) 所在地 新潟県新潟市西区内野上新町 11810 番地 5

(3) 運営主体 社会福祉法人 ゆうえい会

(サービスの内容及び提供日)

3 事業所のサービス内容及び提供日は次のとおりとする。

(1) サービス内容 食事の提供、入浴の準備、生活相談と助言、疾病や負傷等緊急時の援助

(2) サービス提供日 入浴の準備は隔日以上とし、その他のサービスは毎日とする。

(職務)

第6条 施設長は、所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。

2 施設長は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。

3 生活指導員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。

4 介護職員は、入居者の生活の援助を行う。

5 栄養士は、入居者の栄養管理業務を行う。

第3章 入居及び退居

(入居の申し込み)

第7条 施設への入居希望者は、入居申込書に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 健康診断書

(2) 収入申告書

(3) その他、施設長が特に必要と認めた書類

2 施設長は、入居申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申請者名簿に記入し、登録しなければならない。

(保証人)

第8条 前条第3号の身元保証人は、次の各号に掲げる事項について一切の責任を負う者で、その能力があるものでなければならない。

(1) 入居者が、利用料その他の費用を支払わなかった場合の費用の負担

(2) 入居者が退去を命ぜられた場合の身柄の引き受け。

(3) 入居者が死亡した場合の遺体又は遺骨の引き受け、遺留金品の処理、その他必要な措置

(4) 前各号のほか、入居者の身上に関する必要な措置

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するものとする。

3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居期日その他必要な事項を、また入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、指定入居期日の3日前までに入居届に入居契約書を添えて施設長に提出しなければならない。

(入居者台帳の整備)

第11条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第12条 入居者は退居しようとするときは、30日前までに退居届を施設長に提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第14条 入居者が次の各号の1に該当するときは、入居を取り消すことができる。

(1) 不正又はいつわりの手段によって入居の承認を受けたとき。

(2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。

(3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。

(4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。

(5) 前各号のほか、施設での生活が不適当と認められたとき。

(居室の変更)

第15条 施設長は、入居者が次の各号の1に該当するときは、居室の変更をすることができる。

(1) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。

(2) その他、施設長が必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第16条 入居者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談、助言)

第17条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第 18 条 入居者に対して毎日 3 食を給し、高年者に適した食事を提供するものとする。ただし、あらかじめ食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入浴)

第 19 条 入浴は隔日以上とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるようにするものとする。

2 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(生活援助)

第 20 条 入居者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は入居者の個人負担とする。

(保健衛生)

第 21 条 入居者の定期健康診断は、各自年 1 回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

2 入居者の健康保持に当たっては、特に高年者特有の疾病の予防に努めるものとする。

3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第 4 章 費用の負担

(利用料の負担)

第 22 条 入居者は、食事、その他入居者の処遇及び施設の管理運営に要する経費を利用料として、国の定める基準に従って社会福祉法人ゆうえい会が定めるところにより負担しなければならない。

(利用料の減額)

第 23 条 入居者が施設長の許可を得て、欠食した場合はその食数に応じ利用料を減額する。

(料金の負担)

第 24 条 入居者又は、外来者が使用する電気料、水道料は、施設長の定めるもののほか入居者の負担とする。

(利用料の額)

第 25 条 第 22 条に規定する利用料の額、第 23 条に規定する利用料の減額の程度は、別表に定める。

2 第 24 条に規定する料金の額は、施設長が別に定める。

(利用料の日割計算)

第 26 条 月の中で入居し、又は退居した者のその月の利用料の額は、利用料の額をその月の日数で除して得た額に、その月に利用した実日数を乗じて得た額とする。端数は、1 円未満切捨てとする。

(利用料等の納付期限)

第 27 条 入居者が負担する利用料等は、毎月 25 日までに前月分を納付しなければならない。

(利用料等の徴収猶予)

第 28 条 入居者について、災害、盗難、その他の事由が生じたことにより入居者が利用料の全部を一時に納入することが困難であるため、納入期限を延長することがやむを得ないと認めうるときは利用料の徴収を猶予することができる。

第 5 章 入居者の規律

(入居者の心得)

第 29 条 施設長は、入居者が守るべき「入居者心得」を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(心得の遵守)

第 30 条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が「入居者心得」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努めるものとする。

(外泊)

第 31 条 入居者は、外泊しようとするときは、外泊届に所要事項を記入し、施設長に届け出るものとする。

(来訪者)

第 32 条 来訪者は、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

2 来訪者が宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第 33 条 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、健康診断を受けるものとする。

(環境整備)

第 34 条 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第 35 条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第 36 条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第 37 条 入居者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第 38 条 入居者は次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

(1) 敷地内に工作をしようとするとき。

(2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第 39 条 入居者は、原則として居室または敷地内において、動物の飼育をしてはならない。

(損害賠償)

第 40 条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

第 6 章 施設運営にあたっての重要事項

(非常災害対策)

第 41 条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する具体的計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、地域住民や関係機関と協力し、連携が取れるように努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 42 条 施設長は感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設長は、職員に対し業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 施設長は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(火気取締)

第 43 条 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任しなければならない。

(衛生管理等)

第 44 条 施設長は入居者の使用する食器その他の設備及び、飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 施設長は感染症・又は食中毒が発生し、または蔓延しない様に以下に掲げる措置を講じなければならない。

(1) ケアハウスにおける感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 ヶ月に 1 回以上開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、職員に対し、研修及び訓練を定期的の実施する。

(3) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)第 26 条第 2 項第 4 号に規定する労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処などに関する手順に沿った対応を行う事。

(協力医療機関等)

第 45 条 施設長は入居者の病状の急変などに備えるため、予め協力医療機関を定めておかなければならない。又、以下に掲げる要件を満たす協力医療機関を定める様に努めるものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している事
- (2) 当該ケアハウスから診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保している事
- (3) 1年に一回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ)の発生時などの対応を取り決める事。
- (5) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う事。
- (6) 入居者が医療機関に入院した後に、入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合において再び当ケアハウスに入居できるように努める事。

2 施設長は予め協力歯科医療機関を定めておくように努めるものとする。

(掲示)

第46条 施設長は当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この項において「重要事項」という。)を掲示するものとする。

2 施設長は重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる事により、前項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第47条 施設長は施設における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図るものとする。

2 施設長は虐待防止のための指針を整備し、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施するものとする。

(身体拘束)

第48条 施設でのサービス提供にあたり、入居者等の生命又は身体を保護するために、身体拘束を原則として行わない。

2 但し、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次の手順による。

- (1) 施設長は現状把握を厳密に行い、身体拘束の必要性を判断する。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う事を、家族等に連絡・説明を行う。
- (3) (2)の合意を得られた時に身体拘束を実際に実施する。
- (4) 上記の経過(その様態や時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等)を経過記録表に記入する。

- (5) 上記に至ったケアの経過・内容を見直し、緊急等やむを得ない事情が改善された場合、速やかに身体拘束を解除する。

(苦情対応)

第 49 条 施設長は施設で提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

(1) 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情内容を記録しなければならない。

(2) 施設長は、提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市の求めに応じて前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び事故時の対応)

第 50 条 施設長は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う為に担当者を置くこと。

2 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(秘密保持等)

第 51 条 職員はその業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、施設の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行う事とする。

(記録の整備)

第 52 条 施設長は設備、職員、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 入居者に提供するサービスの状況に関する下記の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

入居者に提供するサービスに関する計画

(1) 提供した具体的なサービスの内容の記録、

(2) 第 48 条 2 項(4)に規定する記録

(3) 第 49 条(1)に規定する記録

(4) 第 50 条 3 項に規定する記録

（夜間の管理体制）

第 53 条 施設長は、入居者等の安全と緊急時に対処するため、非常通報装置等を設置し常時緊急対応できるよう万全の体制を講ずるものとする。

（従業員の研修）

第 54 条 施設長は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を保障するものとする。

その際に、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講ずるものとする。

（ハラスメント）

第 55 条 運営にあたっては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等、個人の尊厳を損なういかなるハラスメント行為も許さず、また、それを見逃すことも許さない。

2 法人ハラスメント防止委員会と連携を取りながら研修に取り組み、ハラスメント根絶の職場風土を醸成する。

第 8 章 雑則

（地域社会の連携）

第 56 条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

（電磁的記録等）

第 57 条 当該施設において作成・保存・その他新潟市の条例の規定において書面で行う事が規定されている又は、想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができる。

2 当該施設において交付・説明・同意・承諾・締結その他これに類するものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法によることができる。

（委任）

第 58 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は施設長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日 改定

別表(第 25 条関係)

1 利用料(月額) (単位:円)

	対象収入による階層区分	サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に関する費用	計
1	1,500,000 円以下	10,000	48,145	35,500	93,645
2	1,500,001～1,600,000	13,000	48,145	35,500	96,645
3	1,600,001～1,700,000	16,000	48,145	35,500	99,645
4	1,700,001～1,800,000	19,000	48,145	35,500	102,645
5	1,800,001～1,900,000	22,000	48,145	35,500	105,645
6	1,900,001～2,000,000	25,000	48,145	35,500	108,645
7	2,000,001～2,100,000	30,000	48,145	35,500	113,645
8	2,100,001～2,200,000	35,000	48,145	35,500	118,645
9	2,200,001～2,300,000	40,000	48,145	35,500	123,645
10	2,300,001～2,400,000	45,000	48,145	35,500	128,645
11	2,400,001～2,500,000	50,000	48,145	35,500	133,645
12	2,500,001～2,600,000	57,000	48,145	35,500	140,645
13	2,600,001～2,700,000	64,000	48,145	35,500	147,645
14	2,700,001～2,800,000	71,000	48,145	35,500	154,645
15	2,800,001～2,900,000	78,000	48,145	35,500	161,645
16	2,900,001～3,000,000	85,000	48,145	35,500	168,645
17	3,000,001～3,100,000	92,000	48,145	35,500	175,645
18	3,100,001 円以上	128,900	48,145	35,500	213,345

(注 1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することができないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

11 月から 3 月まで「地区別冬期加算額」として月額 7,174 円を上記に加算する。